改正後

目次

第一章　総則（第一条―第二条の二）
第二章　［略］
第三章　収容定員（第四条）
第四章・第五章　［略］
第六章　教育研究実施組織等（第二十条―第二十二条の二）
第七章　教員の資格（第二十二条の三―第二十六条）
第八章　校地、校舎等の施設及び設備等（第二十七条―第三十四条）
第九章　専門職学科に関する特例（第三十五条―第三十五条の九）
第十章　共同教育課程に関する特例（第三十六条―第四十二条）
第十一章　国際連携学科に関する特例（第四十三条―第四十九条の八）
第十二章　教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例（第五十条）
第十三章　雑則（第五十一条・第五十二条）
附則

（趣旨）

第一条　短期大学（専門職短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2　［略］

3　短期大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、学校教育法第百九条第一項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

（入学者選抜）

第二条の二　入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

［条を削る。］

（学科）

第三条　学科は、教育研究上の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究実施組織その他が学科として適当な規模内容をもつと認められるものとする。

2　［略］

改正前

目次

第一章　総則（第一条―第二条の三）
第二章　［同上］
第三章　学生定員（第四条）
第四章・第五章　［同上］
第六章　教員組織（第二十条―第二十二条）
第七章　教員の資格（第二十二条の二―第二十六条）
第八章　校地、校舎等の施設及び設備等（第二十七条―第三十三条の四）
第九章　事務組織等（第三十四条―第三十五条の三）
第十章　専門職学科に関する特例（第三十五条の四―第三十五条の十二）
第十一章　共同教育課程に関する特例（第三十六条―第四十二条）
第十二章　国際連携学科に関する特例（第四十三条―第四十九条の八）
第十三章　雑則（第五十条―第五十二条）
附則

（趣旨）

第一条　短期大学（専門職短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2　［同上］

3　短期大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

（入学者選抜）

第二条の二　入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

（教員と事務職員等の連携及び協働）

第二条の三　短期大学は、当該短期大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該短期大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

（学科）

第三条　学科は、教育研究上の必要に応じ組織されるものであつて、教員組織その他が学科として適当な規模内容をもつと認められるものとする。

2　［同上］